

(仮称) 西普天間住宅地区総合公園への民間活力導入に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和7年12月8日
宜野湾市長 佐喜眞 淳

1. 調査の目的

宜野湾市（以下「本市」という。）では、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区において、魅力的な公園の整備に向けて、官民連携事業手法の導入可能性・実現性について検討しています。

このサウンディング型市場調査は、民間事業者の皆様との対話を通じて、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の総合公園における市場性の有無や活用のノウハウ・アイデアを把握することにより、具体的な整備手法や管理運営方法、公園の付加価値を高める機能などを検討し、今後の事業者公募等に活かすことを目的に実施するものです。

＜キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区＞

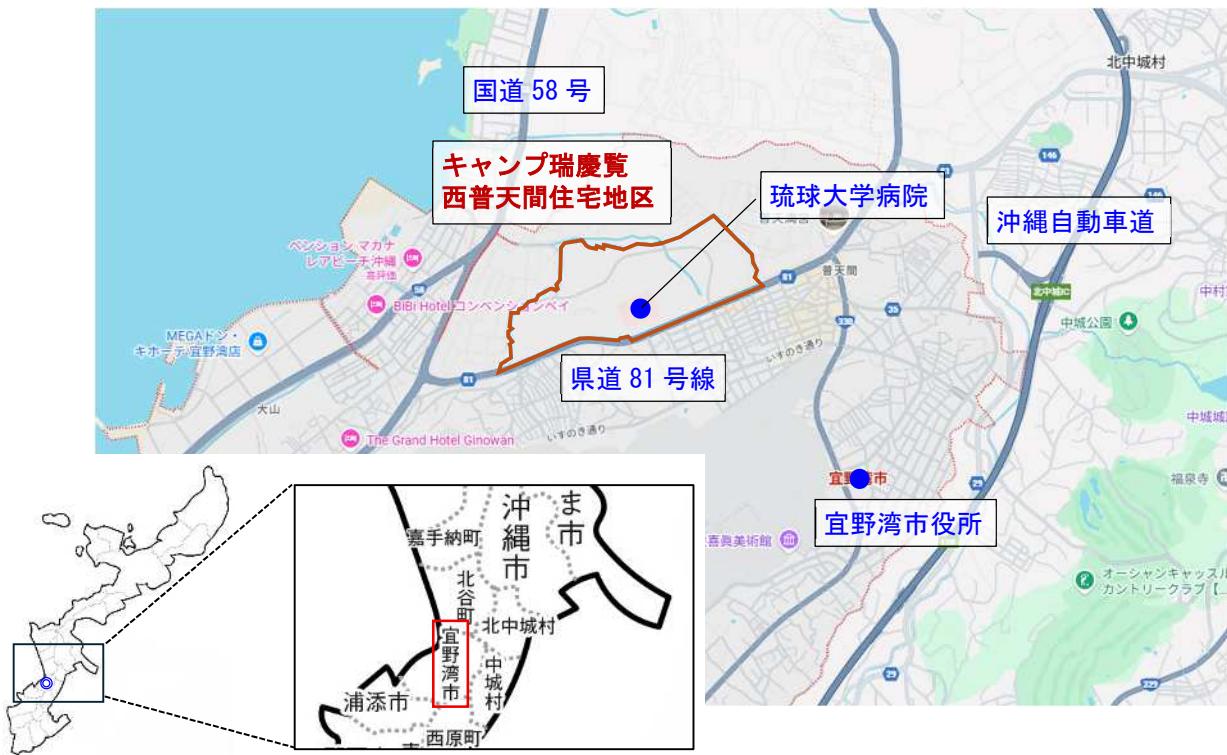
基地跡地利用の先行モデル地区として琉球大学医学部及び大学病院を中心とした沖縄健康医療拠点形成のまちづくりを進めています。



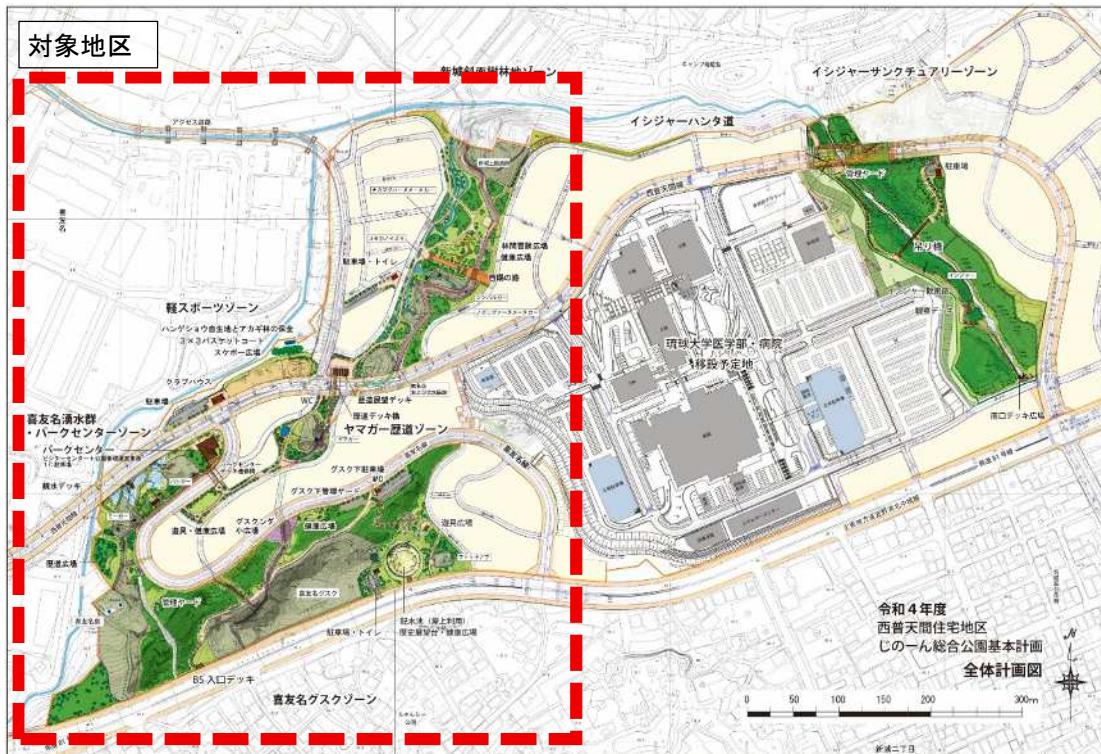
資料：キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地 パンフレット（令和6年度）

2. 公園の概要

(1) 位置図



(2) 対象地区



※今回検討する範囲には、東側の「イシジャーサンクチュアリーゾーン」は含みません。

資料：西普天間住宅地区公園緑地等基本設計（令和5年3月）

(3) 各種情報

公園名称	(仮称) 西普天間住宅地区総合公園
公園種別	総合公園を予定
面積	約 8.0ha
供用予定年	令和 12 年度より順次供用開始予定
所在地	宜野湾市 西普天間住宅地内
駐車場	計 42 台
用途地域 (建蔽率/ 容積率)	第一種中高層住居専用地域 (60% / 200%) 第一種住居地域 ※西普天間線沿道 (60% / 200%)
地区計画	最低敷地面積 200 m ² 壁面後退：道路 1.5m、隣地・歩専 1.0m 高さ制限 15m以下
公園施設の 建蔽率	基準 2% (基本計画における建蔽率 0.58%、建築物面積約 466 m ²) 基準の特例：10%上乗せ ➡提案可能な建築面積の上限：約 9,120 m ² (建蔽率が 12%の場合)
公園計画 (主要施設)	・園路及び広場 ・パークセンター ・駐車場 他
公園の特性	周辺人口：約 2,300 人 (500m 圏域)、約 12,000 人 (1km 圏域) 病院来訪者：約 1,100 人 (一日平均外来患者数) 琉球大学学生：約 1,200 人 交 通 量：約 12,000 台/12h (県道 81 号) 約 23,000 台/12h (国道 58 号) 高 低 差：最大高低差約 40m (県道 81 号から西海岸に向けた斜面地) 災害リスク：該当なし
その他情報 (留意事項)	・喜友名線の完成時期：令和 10 年度末までに完成・開通を予定 ・土地区画整理事業の進捗：総合公園の周辺は令和 11 年度工事完了予定で変更手続き中 ・保留地の設定あり (更新手続き中) ・文化財指定範囲あり
利用者ニード等	・明るく安心して利用できる公園 ・安全に公園を移動できる動線 ・眺めが名所となる景観 ・駐車場 ・建築施設等におけるモバイル機能の充実 (令和 4 年度 地域住民・中学校ワークショップ結果より)

【パークセンター】

パークセンターの計画は以下の想定ですが、民間事業者の提案のもと、より高質な施設を目指します。

(1)機能

①公園管理事務所機能

パークセンターの1階ピロティ部分は休憩や集合の場とし、屋外から利用できるトイレ、車椅子用の駐車場を配置する。1階の施設内は、公園の運営・維持管理機能を配置し、来訪者は1階から3階まで階段またはエレベーターで移動する。

②ビジターセンター機能

一般にビジターセンターは自然公園に博物展示施設として配置されており、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は实物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設である。

当総合公園のパークセンターの2階はビジターセンターの機能を持たせ、多様な立地環境資源を公園利用者が容易に理解できる展示や利用ガイドによる解説を行う施設とする。

③カフェ飲食・交流機能

パークセンターの屋上階は飲食ができる場や展望の良い半戸外のカフェを配置し、休憩や交流の場として活用する。

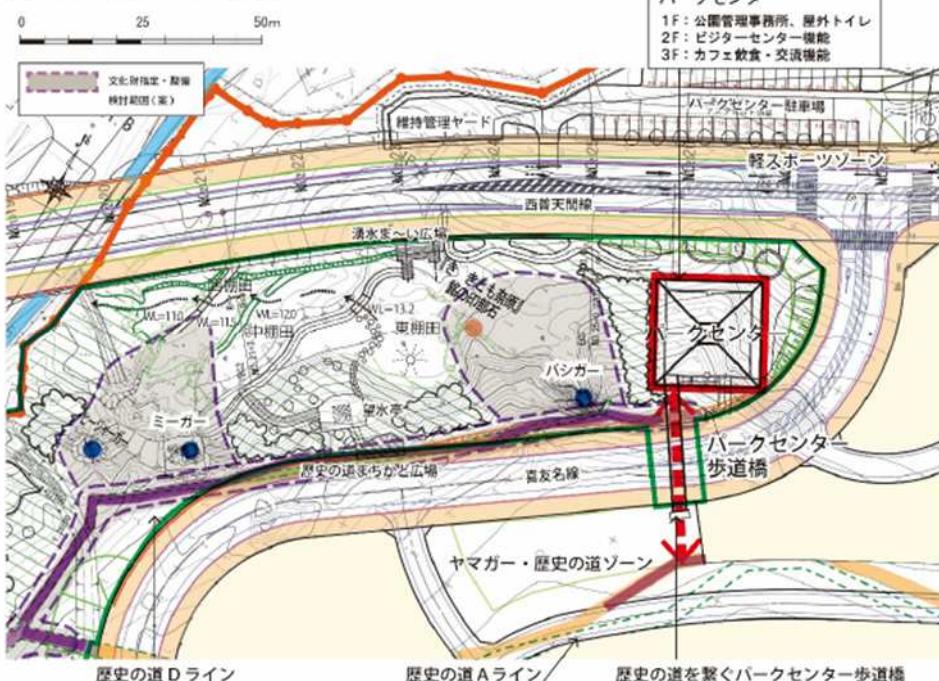
④歴史の道を繋ぐパークセンター歩道橋

当パークセンターの特徴は、建物に喜友名線を横断する歩道橋が付属し、歴史の路筋を繋げる機能を保有する点である。

湧水群を繋ぐ歴史の道は、喜友名線の歩道に併走しており、パークセンターの2階のビジターセンターに取り付く高さ関係である。

歴史の道からビジターセンターに入り外階段や室内階段を介してパークセンター3階に達すると、喜友名線を横断する「パークセンター歩道橋」によってヤマガ・歴史の道ゾーンにつながる立体的な動線を持つ建築を想定している。

パークセンターゾーンの位置



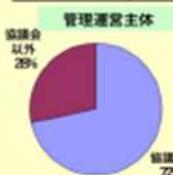
出典：西普天間住宅地区公園緑地等基本設計（令和5年3月）

(2) パークセンターの想定規模

ビジターセンターの規模は環境省の資料によれば100 m²以上～800 m²以上である。当公園は敷地の制限があり、300～400 m²程度として公園計画図に配置した。

ビジターセンター等の分析② 直轄

ビジターセンターの規模 訓床面積)



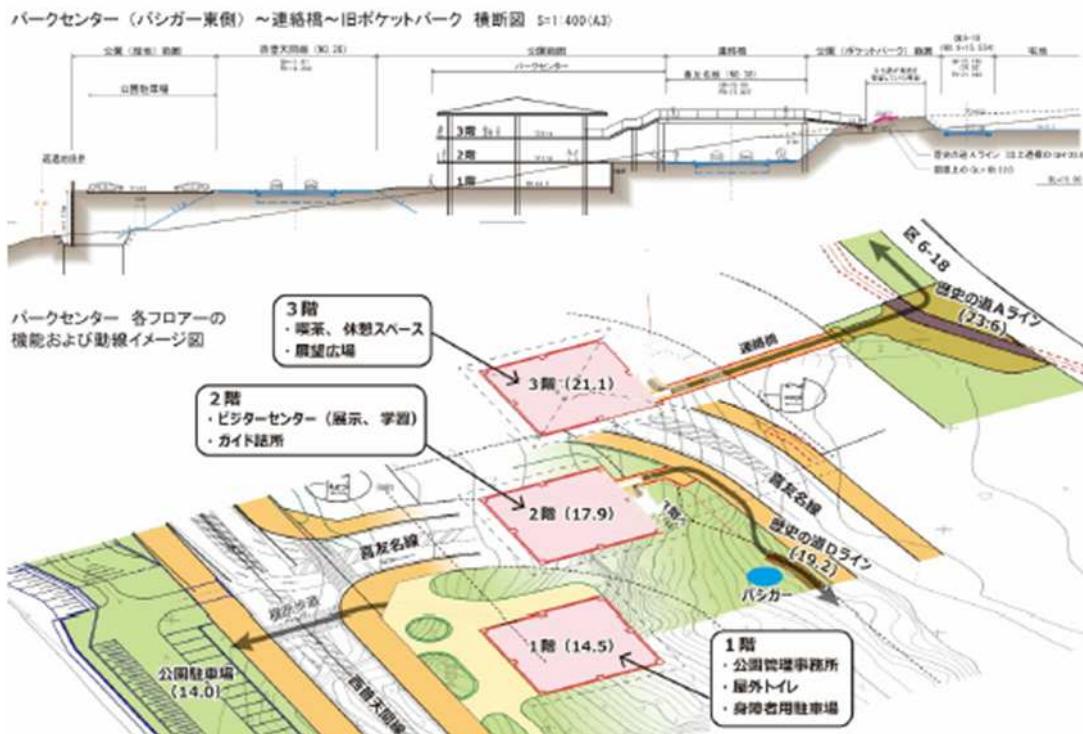
協議会 環境省、自治体、民間など
合同で運営するもの
協議会以外 環境省のみ、または環境省と
自然公園財団、休暇村だけで
運営するもの

資料：環境省「ビジターセンターとは」

(3) パークセンターの機能図

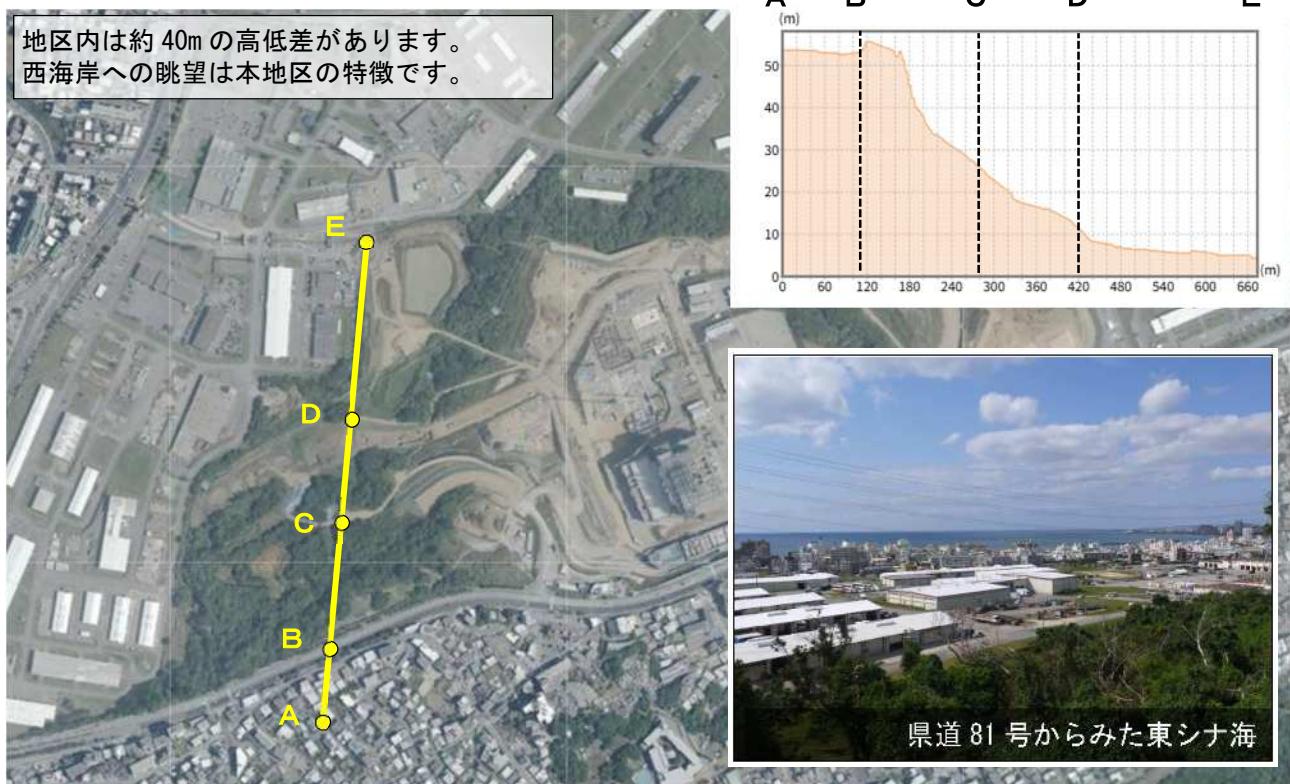
以下にパークセンターの機能図を示す。

西普天間公園 パークセンター連絡橋計画案



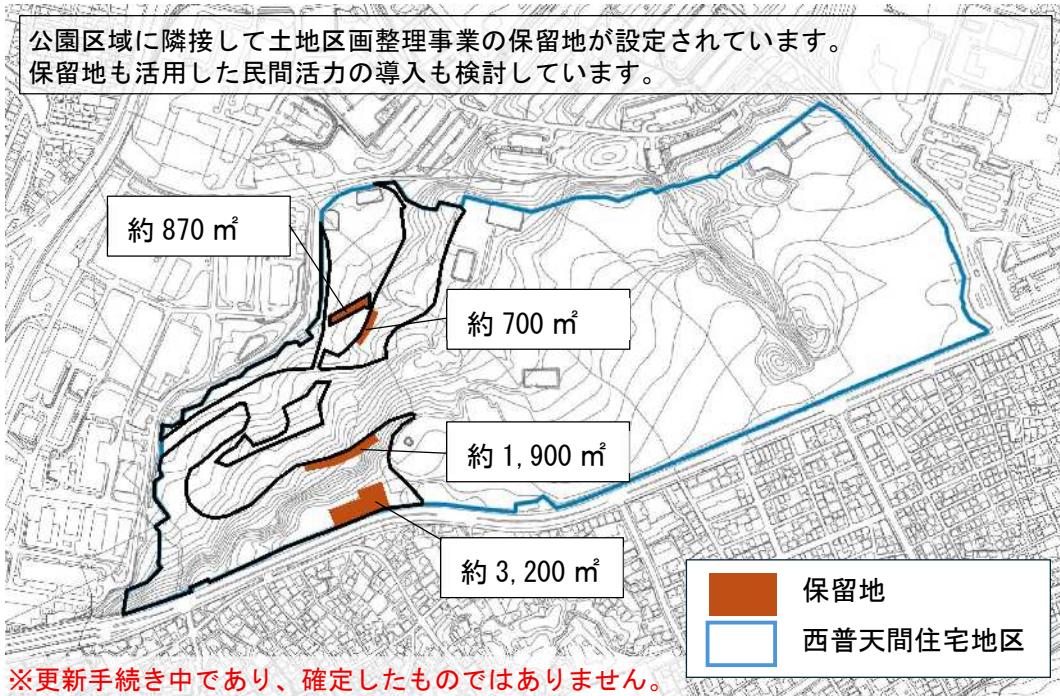
出典：西普天間住宅地区公園緑地等基本設計（令和5年3月）

【総合公園内の高低差】



出典：国土地理院、写真は宜野湾市景観計画掲載

【保留地】



出典：宜野湾市資料

【土地区画整理事業の進捗】

令和7年以降も順次使用収益開始（土地の引き渡し）を行います。

【重要】使用収益開始（土地の引き渡し）について

令和7年度より工事完了箇所から使用収益開始（土地の引き渡し）を行います（※）。土地の引き渡し後から土地の利活用が可能になります。

土地の引き渡し時には、現地で立ち会い（事前に文書で案内）を行いますのでご協力お願いいたします。

〈使用収益開始計画図〉(R7.10月時点)



※工事の進捗状況により土地の引き渡し時期が変動する場合があります。

※土地区画整理事業が完了するまでの間、建築や工作物の設置等をする場合は市街地整備課へ申請手続きが必要です。

出典：西普天間住宅地区まちづくりニュース Vol.51（2025年11月発行）

3. 関連する計画等

(1) 沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針

2015年に返還された、(仮称)西普天間住宅地区総合公園を含む、キャンプ瑞慶覧跡地(西普天間住宅地区)では、琉球大学医学部・琉球大学病院の移転を契機に、西普天間住宅地区を核とした健康医療拠点の整備が進められています。

その取り組みの一環として、宜野湾市は令和3年度に「沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針」を策定しました。



【地区名称・ロゴマーク】

**宜野湾市
沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針**

【基本理念】

～西普天間住宅地区(沖縄健康医療拠点)を核とした全市民参加型の健康まちづくり
(仮)ぎのわん健康モデルの展開～

1. 全市民を対象とした「(仮)ぎのわん健康モデル」を推進する
2. 健康状態やライフステージに応じた取り組みを推進する
3. 学術的な根拠に基づく健康まちづくりを推進する
※市民の健康づくり施策や各種プロジェクト、推進体制等について、琉球大学との連携や実証事業を通して、効果検証や改善を行なながら、宜野湾市の健康まちづくりノウハウを集積し、(仮)ぎのわん健康モデルとして確立する

【基本方針】

～「自然に健康になれる」まちづくり～

1. 全市民が日常的に参加できる健康まちづくりの基盤を構築する
2. 世代や環境に応じた啓発活動を行い、全市民の健康リテラシーを高める
3. 琉球大学の知見を活かした健康まちづくりの施策を推進する
4. 宜野湾市と琉球大学、地域との連携体制を構築し、健康まちづくりを推進する
5. 健康まちづくり施策の効果を把握できる根拠に基づいたデータ管理の基盤を構築し、評価・検証を行う
6. 西普天間住宅地区(沖縄健康医療拠点)をモデル地区として、健康まちづくりの事業を展開する

出典：沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針

(2) 宜野湾市景観計画(平成27年11月策定)

宜野湾市景観計画における基本方針1が次のように定められており、(仮称)西普天間住宅地区総合公園においても、公園区域内に多くの斜面緑地を含むことから、例示のように眺望景観の保全に向けた建築行為等の配慮・工夫を要する場合があります。

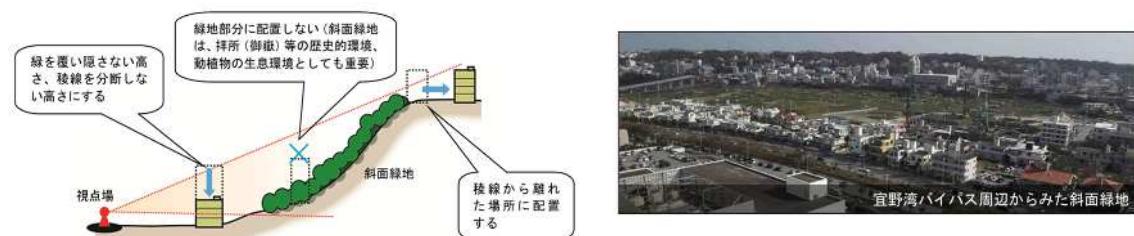
<基本方針1>

宜野湾らしい地形・自然を活かした潤いと安らぎのある景観づくりを進めます。

眺望景観の保全に向けた建築行為等の配慮・工夫(例)

●斜面緑地への眺望

現在のような「緑の屏風」の姿を維持していくためには、緑地が手前の建築物によって隠れないように、また、緑の稜線を乱さないようにすることが大切です。



出典：宜野湾市景観計画(平成27年11月策定)

4. 当公園の課題

本公園の潜在能力を最大限に引き出し、魅力的な施設整備と運営を実現するため、民間事業者の柔軟かつ革新的なアイデアを広く求めます。特に、（1）については、民間ノウハウによる効果的な解決策の提案を強く期待します。一方で、（2）については、事業遂行上の制約としてご認識ください。

（1）駐車場確保に関する課題

公園区域内は、斜面緑地が多くを占めており、まとまった施設配置が可能な平場が少ないという地形的な制約があります。また、貴重な平場には、公園の核となる機能の配置が予定されています。

当初、公園利用者のための駐車場を確保する予定でしたが、土地区画整理事業の計画変更に伴い、駐車場用地の多くを保留地として確保せざるを得なくなりました。この結果、公園利用者の駐車場確保が喫緊の課題となっています。

（2）埋蔵文化財包蔵地に関する課題

パークセンター等の主要施設予定地を含め、本公園の区域内には複数の埋蔵文化財包蔵地が含まれています。このため、施設の整備にあたっては、事前の発掘調査や行政との綿密な協議が必須となるため、調査や協議にかかる期間や費用を考慮しておく必要があります。

5. 基本方針

民間活力導入エリアにおいては、地域の特性を踏まえ、以下のコンセプトが目指すイメージです。

つきましては、提案にあたっては、以下のコンセプト及び具体的な項目を踏まえたものとしてください。

(1) コンセプト

①地域の魅力を深く知る

園内の自然資源や歴史・文化資源と調和し、本公園の持つ独自の魅力を深く知り、地域全体への関心を高める機会を創出する

②公園利用者が快適に過ごせる場所

湧水群が育む緑豊かな空間を活かし、多世代の公園利用者が快適に憩い、安心して過ごせる休息空間の提供と、駐車場からの安全で快適な歩行者動線を確保し、利用しやすい駐車環境を維持することで、誰もが安心して公園のやすらぎ空間にたどりつけるようにする

③「健康」の場を創出

西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点としての役割を踏まえ、健康・交流促進の活動の場を創出する

④地域への愛着を深める仕組みづくり

公園の維持管理活動へ参画を促し、公園利用者や地域住民、民間事業者が公園や周辺地域への愛着を深める仕組みづくり

(2) 民間活力導入方針

①導入を検討している手法

都市公園法に基づく「公募設置管理制度（P a r k – P F I）」を活用することを想定していますが、その他の官民連携手法（D B、D B O、設置管理許可、指定管理者制度）の活用や組み合わせの提案も可能とします。

【参考】Park-PFIの概要

公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

国土交通省

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一體的に行うこと

収益を活用して整備

都市公園法の特例

- ① 設置管理許可期間
最長10年を20年まで延長可能に
- ② 建べい率
公募対象公園施設は10%を参考して条例で定めることが可能に（通常2%を参考）
- ③ 占用物件
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

（出典：国土交通省）

用語説明

国土交通省

公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
⇒事業の核となる収益施設 ○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの （※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教説施設、便益施設、展望台、集会所	⇒収益施設と一體的に整備される一般公園利用者向け施設 ○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の向上に寄与すると認められるもの （※）全ての公園施設が対象	⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件 ○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの
【施設の例】 カフェ レストラン 屋内子供遊び場 売店 	【施設の例】 園路 広場 トイレ 休憩所 	【施設の例】 自転車駐車場 看板、広告塔

（出典：国土交通省）

②民間活力導入エリア

【民間活用エリア（候補）】

- ・地区毎に、次項以降に示す条件や内容を踏まえて、提案を期待。（なお、複数地区の提案も可。）

【総合公園区域】

- ・総合公園区域全体を対象に、指定管理者制度の導入可能性。
- ・積層化を含む駐車台数 76 台程度（C 地区の計画駐車場台数 42 台は含まない）の駐車場整備の可能性。

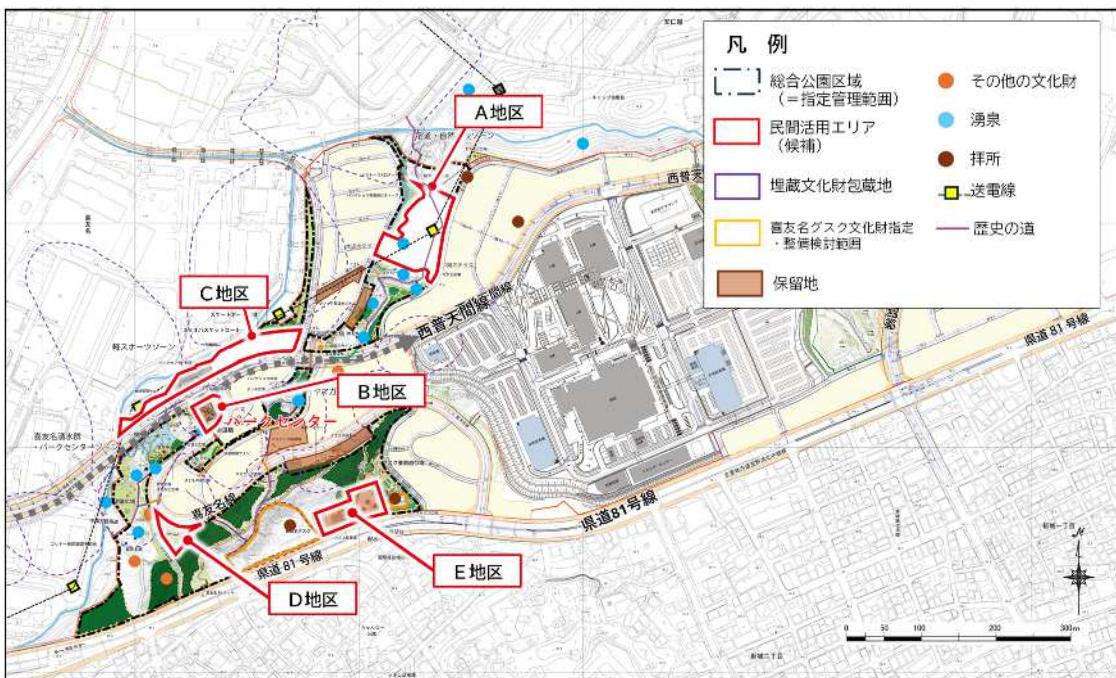


図 総合公園区域と民間活用エリア（候補）

【A地区】

凡例：●…重点的に提案を期待、○…提案を期待

区分	内容
面積	約 6,700 m ²
概要	健康や憩い等のエリア。
期待すること	エリアコンセプト（整備コンセプト）の提案
与条件	<ul style="list-style-type: none"> ・西普天間線から奥まった位置 ・送電線・鉄塔が地区内に含まれる ・一部斜面地を含む ・地区内での機能や施設の配置は自由提案 ・接道：東は区 6-11、西は区 6-12 方面 ・埋蔵文化財包蔵地を含む ・景観形成重点地区の指定に伴う高さ規制あり（15m） ・用途地域：第一種中高層住居専用地域
図	
期待する機能	エリアコンセプト（整備プラン含む） （健康・憩い等） ●
	健康・スポーツ（民間収益施設含む） ○
	歴史・文化（民間収益施設含む） ○
	休憩・飲食（民間収益施設含む） ●
	公園利用者用駐車場（積層化含む） -
	その他自由提案 ○
想定する事業手法	DB・DBO ○
	Park - PFI ●
	指定管理 ○
	設置管理許可 ○

【B地区】

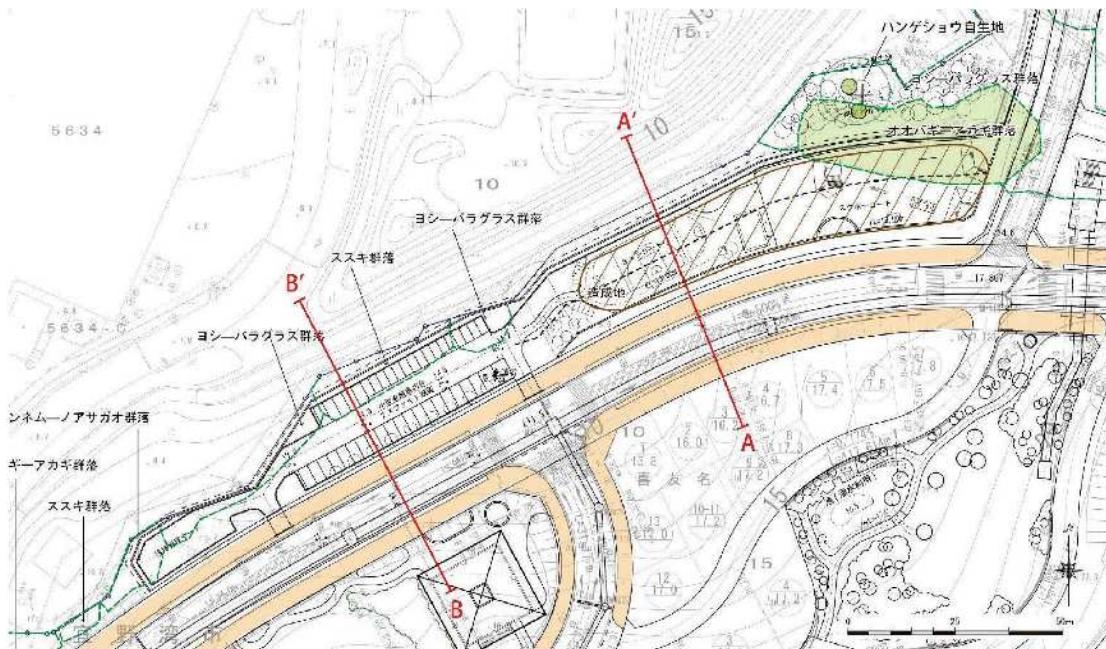
凡例: ●…重点的に提案を期待、○…提案を期待

【C地区】

凡例：●…重点的に提案を期待、○…提案を期待

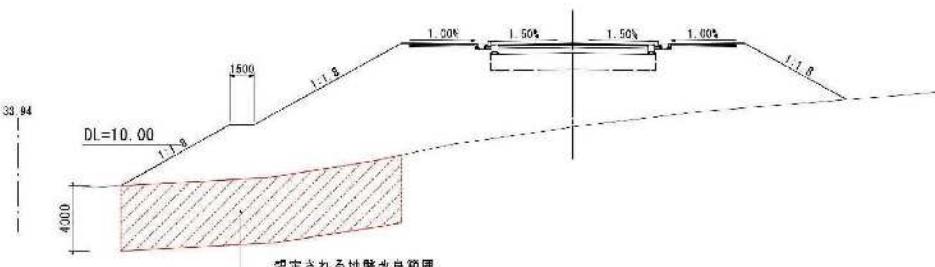
区分	内容
面積	約 5,200 m ²
概要	既存の駐車場計画（42台）のあるエリア
期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・スポーツ機能等の収益施設の導入による魅力向上 ・収益施設の整備に伴い必要となる駐車場等の提案
与条件	<ul style="list-style-type: none"> ・奥行（約20m）、東西に長い（約280m）敷地 ・公園利用者のための駐車場台数（42台以上）の確保 ・接道：西普天間線 ・埋蔵文化財包蔵地を含む ・景観形成重点地区の指定に伴う高さ規制あり（15m） ・用途地域：第一種住居地域
図	
期待する機能	エリアコンセプト（整備プラン含む）
	－
	健康・スポーツ（民間収益施設含む）
	● (例：ジム、フィットネス)
	歴史・文化（民間収益施設含む）
	○
想定する事業手法	休憩・飲食（民間収益施設含む）
	○
	公園利用者用駐車場（積層化含む）
	● (42台以上)
	その他自由提案
	○
想定する事業手法	DB・DBO
	○
	Park - PFI
	●
想定する事業手法	指定管理
	○
想定する事業手法	設置管理許可
	－

【西普天間線の断面構成】



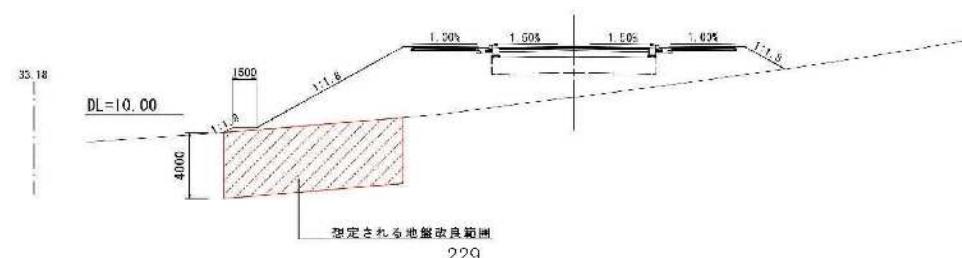
A' - A : 測点 No. 30 西普天間線横
断図

NO. 30
CH=11.03
FH=16.200



B' - B : 測点 No. 30 西普天間線横
断図

NO. 26
CH=11.07
FH=14.200



【D 地区】

凡例：●…重点的に提案を期待、○…提案を期待

区分	内容
面積	約 1,100 m ²
概要	喜友名線沿いの斜面地のエリア
期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者のための駐車場確保に関する提案 駐車場整備の事業性が厳しい場合は、駐車場確保以外の提案
与条件	<ul style="list-style-type: none"> 斜面緑地 目的地となる公園機能の中間地点立地 接道：喜友名線 埋蔵文化財包蔵地を含む 景観形成重点地区の指定に伴う高さ規制あり（15m） 用途地域：第一種中高層住居専用地域
図	
期待する機能	エリアコンセプト（整備プラン含む）
	—
	健康・スポーツ（民間収益施設含む）
	—
	歴史・文化（民間収益施設含む）
	—
想定する事業手法	休憩・飲食（民間収益施設含む）
	—
	公園利用者用駐車場（積層化含む）
	●
	その他自由提案
	○
DB・DBO	○
Park - PFI	●
指定管理	●
設置管理許可	○

【E地区】

凡例：●…重点的に提案を期待、○…提案を期待

区分	内容	
面積	約 1,600～3,200 m ²	
概要	県道 81 号線沿いの平地（高台）エリア	
概要・期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 眺望や公園との親和性のある立地特性を生かした施設及び利活用の提案（民間収益施設を含む） 特に、配水池上部の利活用や民間収益施設との一体利用に関する提案 	
与条件	<ul style="list-style-type: none"> 接道：県道 81 号線 配水池の敷地面積、位置、構造等は未定 景観形成重点地区の指定に伴う高さ規制あり（15m） 保留地は市上下水道局が購入予定（転売は考えていない） 購入面積は配水池に必要な面積を想定。空き地が生じた場合は、空き地部分は利用可。 用途地域：第一種中高層住居専用地域 	
図		
期待する機能	エリアコンセプト (整備プラン含む)	-
	健康・スポーツ (民間収益施設含む)	-
	歴史・文化 (民間収益施設含む)	○
	休憩・飲食 (民間収益施設含む)	○
	公園利用者用駐車場 (積層化含む)	○
	その他自由提案	●
	想定する事業手法	上下水道局用地を想定してご提案ください。

③民間事業者に期待すること

民間事業者が持つ創意工夫を活かし、公園全体の魅力向上と持続可能な運営を目指し、以下の提案を期待します。

【A地区に関する提案】

○エリアコンセプト（整備コンセプト）の提案

- ・健康や憩い等の本公園の民活導入エリアにおけるコンセプトと整合したエリアコンセプト（整備コンセプト）の提案。
- ・エリアコンセプトを踏まえた、導入機能や施設等の配置の提案・アイデア等。

【B地区に関する提案】

○パークセンターへの飲食・休憩機能の導入による魅力向上

- ・パークセンターの計画を踏まえつつ、パークセンターの一部機能（飲食・休憩機能）の導入の具体的な提案・アイデア等。

○パークセンターを拠点とした整備・運営等による公園全体の魅力向上

- ・パークセンターの計画を踏まえた、公園の魅力を高めるためのパークセンターの整備・運営等の提案・アイデア等。
- ・C地区との連携による、公園の魅力を高める運営等の提案・アイデア等。

【C地区に関する提案】

○健康・スポーツ機能等の収益施設の導入による魅力向上（独立採算運営化）

- ・公園全体の魅力向上と健康・スポーツ機能等に資する収益施設の導入により、独立採算運営化を実現するための具体的な提案・アイデア等。

○公園利用者の駐車場確保に関する提案

- ・公園利用者のための駐車場について、利用者の利便性向上を考慮した、台数確保（駐車台数 42 台程度）・配置・整備の提案・アイデア等。

【D地区に関する提案】

○公園利用者の駐車場確保に関する提案

- ・公園全体の駐車場確保（駐車台数 76 台程度）に向け、平場の少なさや斜面地といった地形的制約を克服し、地域交通への影響を最小限に抑えつつ、公園利用者全体の利便性を高める駐車場整備等の提案・アイデア等。

○駐車場確保以外の提案

- ・駐車場確保について事業性の観点等から厳しい場合において、駐車場以外の提案・アイデア等。なお、D地区は斜面緑地であるため、地形的制約を踏まえた提案・アイデアを期待。

【E地区に関する提案】

○眺望や公園との親和性のある立地特性を生かした施設及び利活用の提案（民間収益施設を含む）

- ・導入機能や施設の配置やデザイン等の具体的な提案・アイデア等。

○配水池上部の利活用や民間収益施設との一体利用に関する提案

- ・西から東にかけて眺望が開け、西海岸のサンセットが楽しめる配水池上部を利用した提案・アイデア等。

【総合公園区域全体に関する提案】

○地域連携と愛着の醸成（ソフト面の貢献）

- ・公園の維持管理活動を通じて、公園利用者や地域住民、民間事業者が一体となり地域への愛着を育む具体的な取組（イベント、ワークショップ等）の提案・アイデア等。

○公園全体の駐車場確保に関する提案

- ・公園全体の駐車場確保（駐車台数 76 台程度）に向け、平場の少なさや斜面地といった地形的制約を克服し、地域交通への影響を最小限に抑えつつ、公園利用者全体の利便性を高める駐車場整備等の提案・アイデア等。

6. サウンディングの内容

●公園施設について

- 市が期待する施設や運営等に関する提案
- 上記以外の提案

●事業スキームについて

- 本市が想定する事業スキームへの参画可能性
- 参画可能な事業スキーム等に関する提案

●維持管理運営方法について

- 本市が想定する維持管理運営方法での参画可能性
- 自主事業について

●その他

- 行政に期待する支援、配慮事項等
- 本件と類似した事業実績

7. 対象者

サウンディングに参加することができる事業者は、(仮称)西普天間住宅地区総合公園への民間活力導入において、事業主体として意欲のある法人又は法人のグループとし、次の要件を全て満たしている事業者とします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ②参加申込書提出時点で、沖縄県内地方公共団体において指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- ③法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑤破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続き開始の申立て中または破産手続き中でないこと。
- ⑥宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号から第 2 号までに掲げる者でないこと。

8. スケジュール

項目	時期
実施要領の公表	令和 7 年 12 月 8 日（月）
現地説明会の申込期限	令和 7 年 12 月 18 日（木）
現地説明会の実施	令和 7 年 12 月 23 日（火）
民間事業者からの質問受付期限	令和 7 年 12 月 26 日（金）
民間事業者からの質問への回答	令和 8 年 1 月 9 日（金）
サウンディング参加申込期限 (エントリーシートの提出期限)	令和 8 年 1 月 13 日（火）
事前サウンディングシート等の提出期限	令和 8 年 1 月 21 日（水）
サウンディングの実施	令和 8 年 1 月 26 日（月）～30 日（金）
サウンディング結果概要の公表	令和 8 年 2 月～3 月

9. 現地説明会の参加申込

本調査への参加を希望される事業者向けに、現地説明会を開催いたします。参加を希望する場合は、別紙1「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入し、件名を【現地説明会申込】として、下記の電子メールに送信してください。

① 申込受付期間

令和7年12月8日（月）～12月18日（木）午後5時

② 送付先

Eメール：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp

② 開催日時

開催日時：令和7年12月23日（火）10:00～12:00

実施場所：（仮称）西普天間住宅地区総合公園内（西普天間住宅地内）

※会場の都合上人数制限を設けており、先着順となります。

※現地説明会への参加は任意であり、サウンディングへの参加条件ではありません。

10. 質問の受付及び回答

ご質問がある場合は、別紙2「質問書」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング調査質問書送付】として、下記の電子メールに送信してください。

① 質問書受付期間

令和7年12月8日（月）～12月26日（金）午後5時

② 送付先

Eメール：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp

（2）回答

質問に対する回答は、令和8年1月9日（金）に本市ホームページで公表（質問者は非公表）します。なお、本件に関係がないと思われる質問など、質問内容によってはお答えできない場合がありますので、ご了承ください。

11. サウンディングの手続き

（1）サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙3「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、下記の電子メールに送信してください。

① 申込受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月13日（月）午後5時

② 送付先

Eメール：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp

（2）サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

（3）事前サウンディングシート等の提出

別紙4「事前サウンディングシート」に必要事項を記入し、件名を【事前サウンディングシートの提出】として、下記の電子メールに送信してください。

サウンディングの実施に際して、特に提案資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、事前サウンディングシートとあわせてご提出ください。

①提出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月21日（水）午後5時

②送付先

Eメール：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp

（4）サウンディングの実施概要

①実施期間

令和8年1月26日（月）～30日（金）

②所要時間

1時間程度

③方法

対面での対話またはWEB会議での対話

※WEB会議の場合、別途参加方法等をご連絡いたします。なお、WEB会議はMicrosoft Teamsを活用する予定です。

④その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

（5）追加対話への協力

サウンディング実施後に事業内容を検討するにあたり、必要に応じて追加対話（文書照会を含む）を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

（6）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、本市ホームページで結果概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

12. 留意事項

（1）参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

（2）費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

13. 問合せ先

宜野湾市 建設部 道路整備課 (担当：古波蔵)

電話 098-893-4411 (内 4333)

メール Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp